

群馬県犯罪被害者等支援条例について

犯罪被害者等に寄り添う社会へ

犯罪等により被害を受けた方及びその家族、遺族（以下、「犯罪被害者等」といいます。）は、生命や身体への危害などの直接的な被害に加えて、周囲の偏見や心ない言動等による精神的な苦痛や私生活の平穩の侵害といった「二次被害」にも苦しめられています。

犯罪被害者等が被害から早期に回復し、又は被害を軽減して、地域社会での安心な暮らしを取り戻すためには、関係する機関が連携協力して犯罪被害者等に寄り添った支援を行うとともに、周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、社会全体で支援していくことが必要です。

そのため、群馬県では、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添う社会を目指して「群馬県犯罪被害者等支援条例」を制定します。

条例の概要

第1章 総則

第1条 目的

- ・条例制定の目的

第2条 定義

- ・用語の定義

第3条 基本理念

- ・犯罪被害者等支援の基本理念

第4条 県の責務

- ・施策を総合的に策定し実施する、等

第5条 県民の役割

- ・理解の深化、二次被害への配慮、等

第6条 事業者の役割

- ・二次被害への配慮、従業員への支援、等

第7条 市町村の役割

- ・二次被害への配慮、住民への支援、等

第8条 民間支援団体の役割

- ・専門的知識及び経験を活用した支援、等

第9条 総合的支援体制の整備

- ・国、市町村、民間支援団体等との連携協力

第10条 犯罪被害者等支援に関する計画

- ・基本計画の策定

第11条 財政上の措置

- ・施策を推進するための財政上の措置

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策

○犯罪被害者等への支援

第12条 相談窓口の設置、情報の提供等

- ・犯罪被害者等に対する相談支援

第13条 心身に受けた影響からの回復

- ・心身の状況に応じた保健医療、福祉サービス
- ・子どもに対する配慮と関係する大人の連携

第14条 安全の確保

- ・更なる犯罪等による被害及び二次被害の防止

第15条 居住の安定

- ・従前の住居への居住が困難な場合の支援

第16条 雇用の安定

- ・雇用の安定、職場における二次被害の防止

第17条 経済的負担の軽減

- ・経済的な助成に関する情報提供、助言

第18条 大規模事案における支援の実施

- ・死傷者が多数に上る事案等における支援

第19条 県内に住所を有しない者等に対する支援

- ・本県を来訪し被害を受けた場合の支援
- ・支援における他県等との連携

○県民の理解の増進等

第20条 県民の理解の増進

- ・理解を増進するための広報、啓発等

第21条 学校における教育

- ・学校における被害者支援教育

○支援関係者に対する支援等

第22条 支援に従事する人材の育成

- ・県及び市町村職員、支援団体等への研修

第23条 支援に従事する者に対する支援

- ・支援に従事する者が心理的外傷を受けることを防止するための相談、支援

第24条 民間支援団体の活動に対する支援

- ・民間支援団体への情報提供、助言等

本県条例の特色

1. 子どもが幸せに育ち、成長していくための「寄り添い支援」

- ・直接の被害のほかにも、家族を犯罪で傷つけられる等の事案も含め、子どもが犯罪被害者等となるケースは少なくありません。
- ・子どもは、被害の内容や自身の状況を訴えることが難しく、事件の影響が数年後に現れることもあります。
- ・関係する周囲の大人達が気づき、連携、協力して中長期的に心身の安定が図られるよう支援していきます。

群馬県では

子どもが犯罪被害者等となった場合、支援にあたるスタッフが学校や児童相談所等とも連絡をとり心身のケアを行っています。

心身に受けた影響からの回復（第13条）

- 犯罪被害者等が子どもである場合、子どもに関わる周囲の大人に理解と配慮を求めます。
- 学校、児相、市町村、病院等との連携・協力のもと、子どもの状況に応じた支援を行います。

2. 本県を訪れ犯罪被害を受けた方への「寄り添い支援」

- ・観光などで本県を訪れ、犯罪等の被害に遭った場合、被害者やその家族は慣れない土地で大きな不安を抱えます。
- ・一方、他県で犯罪被害等にあった場合、被害直後から居住地に戻った後までの継続的な支援が受けにくい現状があります。
- ・県外から本県を訪れ、犯罪被害に遭った方に、県内外の関係機関との連携協力による、安心感につながる支援を行います。

群馬県では

関越道高速バス事故の経験に基づき、様々な事案において県域を越えた継続的な支援を提供しています。

大規模事案における支援の実施（第18条）

- 犯罪等の発生地である市町村や民間支援団体等と協力し、支援を実施します。

県内に住所を有しない者等に対する支援（第19条）

- 被害者や家族の居住する地域の被害者支援センターと連携し、途切れのない支援を行います。

関越道高速バス事故（H24.4）

平成24年4月29日、関越自動車道上り線藤岡ジャンクション付近でツアーバスが防音壁に衝突し、乗客7人が死亡し、乗客乗員39人が重軽傷を負った（いずれも県外在住者）交通事故。被害者等に対する「被害者支援センターすてっぷぐんま」の幅広い支援が高く評価されました。

（すてっぷぐんまが行った支援）

- ・被害者家族の来県時の宿泊施設の手配
- ・被害者等の帰宅時の付添い
- ・県内医療機関に入院中の生活支援（家族の付添いの交代、洗濯など）
- ・警察との協力による裁判時の付添い

このときの支援が、他県の被害者支援団体との連携協力のきっかけとなり、県外在住の犯罪被害者等への切れ目のない支援が可能となっています。

3. 支援に従事する方への「寄り添い支援」

- ・被害者等を支援する方が、被害者等に寄り添った支援を行う中で被害者等と同様に傷ついてしまうことも少なくありません。
- ・支援に従事する方が、心身に影響を受けると、被害者等に適切な支援を継続することが難しくなります。
- ・支援を行う方の心理的な負担を軽減するための支援を行います。

群馬県では

「被害者支援センターすてっぷぐんま」に、被害者等の支援にあたる相談員に対し指導助言を行うスーパーバイザー（臨床心理士）を設置し、個別の相談事例等を通じたフォローをしています。

支援に従事する者に対する支援（第23条）

- 支援に従事する方が、支援の過程で犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援に従事する方に対する相談、支援等を行います。